

四日市市告示第91号

四日市市求職者資格取得助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年 3月22日

四日市市長 田中俊行

四日市市求職者資格取得助成金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市求職者資格取得助成金交付要綱（平成21年四日市市告示第286号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日)</u> 1 (略)	附 則 1 (略)
<u>(有効期限)</u> 2 この要綱は、 <u>平成31年3月31日限り</u> 、 <u>その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。</u>	2 この要綱は、 <u>平成28年3月31日限り</u> 、その効力を失う。

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

(商工農水部商業勤労課)